

## 「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

### 1. 開催日時

平成27年9月8日（火） 14:00～16:00

### 2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム セミナー室

### 3. 出席委員

奥田委員、金谷部会長、桑野委員、芝原委員、関委員（代理：市平氏）  
秀田委員（代理：保科氏）、藤澤委員、山田委員（代理：小山下氏）、  
吉原委員（50音順）

### 4. 議事概要

#### ○第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）

- ・事務局から資料に基づき説明。

（部会長）

- ・全体として、委員の皆様から意見や質問をお願いします。

（委員）

・ごみ処理有料化の記載があるが、有料化は受益者負担の観点から出てくる可能性があるが、発生抑制を誘導する効果については疑念がある。有料化されたからと言って、ごみを出さずにおこうとはならない気がする。紙類ならリサイクルに出すことはあるが。

（事務局）

・国が廃棄物処理法に基づく基本方針で、有料化の推進を方向性として示していることや、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」で有料化の効果が示されていることも踏まえて、前回の部会における論点整理では、「未導入の自治体における有料化導入の検討」を論点としてお示ししたが、近年有料化した自治体では、確かに有料化実施以降ごみが減少しているものの、そもそも全体的に減少傾向にもあり、有料化によって減少したのか、他の取組で減少したのかは特定できないところ。

・また、先般、各自治体に有料化についての今後の意向をヒアリングした結果、ごみ減量に関する施策を全て打ったうえでの最後の手段が有料化であり、当面は考えていないといったご意見も伺っているところ。

・そうしたことや前回の委員のご指摘も踏まえて、今般の有料化についての記載は、「ごみ処理有料化に係る助言・情報提供」といった表記にしたもの。あくまでも検討される自治体があれば、県として助言・情報提供するということであり、県が市町に有料化を求めるといった意図で書いたものではないので、ご理解を賜りたい。

(委員)

・有料化は減量化に効果があると思っているし、県下の自治体でもごみ袋の有料化によって減量化した実績もある。そういった意味では、有料化は減量化の手立てとして有効かと思う。ただ、有料化後にリバウンドが生じたりした場合に、その理由等を明らかにするなどして導入の手助けをし、県全体のごみ減量化につなげていくのも一つの方法と考える。

(事務局)

・先の委員のご発言にもあったように、有料化はごみ減量だけではなく、分別への誘導や適正な受益者負担という観点もある。また、今の委員のご意見も踏まえて適切な情報提供をしていきたい。

(委員)

・適正処理のところだが、最近、焼却炉をリプレースする際に水銀の自主管理規制値として導入する場合がけっこうあり、世界的な流れとなっている。日本でも規制化される見込み。そういう状況を踏まえて、対応できるような対策を県が一足早くすすめておくべきでは。基本的には、水銀の元を絶つということが一番必要な施策であって、たとえば体温計や蛍光灯の分別回収などに向けた取組が必要ではないか。

(事務局)

・水銀廃棄物に関しては、廃棄物処理法政省令改正等が予定されている他、また、国において、分別回収や水銀添加製品の回収を促進するためのガイドラインやマニュアルの作成、セミナー等の開催が検討されている。そうした国の動向も踏まえながら、県としても情報提供等していくといったことを、素案に記載していきたい。

(委員)

・リユース施策について、他地域の成功事例を踏まえて取り組んでほしい。家庭に眠っているものをリユースしていくのは大切な取組であると思う。

(事務局)

・国がリユース推進に関する手引きを発行している。手引きには全国の先進事例等を踏まえた具体的な促進策等が記載されており、そうしたものも踏まえ、取組を進めていきたい。

(委員)

・食品ロスについては、家庭、スーパー、レストランでそれぞれ取組の仕方が違うと思うので、その点を考慮のうえ検討してほしい。

(事務局)

・食品ロスに関して、ターゲットをどこに置き、どういう取組をしていくか今後検討するが、先進事例の状況も把握したうえで、効果的な手法を検討して取り組みたい。

(委員)

- ・ごみの分別に関しては、住民が悩まず、手間をかけず、面倒だと思わずにできるようにしなければならない。
- ・広い観点から考えて、果たして今の分別が正しいのか検証する必要もある。

(事務局)

- ・分別の問題は悩ましいところがある。四国の上勝町では何十種類にも分別していて、それによってごみが非常に削減されている。ごみ削減のためには、そうした細分化した分別の徹底が効果があるが、大規模な都市では、住民の意識や、スペースや運搬等の問題でできないことも考えられる。
- ・場合によっては、焼却施設の能力によって、一定程度の分別をしなくても焼却による熱回収あるいは発電して活用していくという方法もある。分別について、これという正解はない。ただ一方で、分かりやすく、できる限り住民の方々に負担のないようにということは必要と考える。例えば大津市では、携帯電話のアプリで分別が分かるようなシステムを作っておられ、他の市町でも分別収集の方法でいろいろな事例があると思うので、良い面を共有するような形になると思う。
- ・ただ、市町ごとに様々な方法をとられていることから、「滋賀県としてはこういう分別にする」というのは、市町の事情、人口規模、あるいは市民の意識というものもあるので、難しいと思うところはあるが、できる限りリサイクルも進み、分別もやりやすいとなるよう、後押しをできるような取組にしていきたい。

(委員)

- ・処理業者の優良認定制度についてであるが、県内では優良認定を取っているところが非常に少ない。これは、財務内容や資産状況についてのハードルが高いため。認定基準が財務偏重になっている。認定基準について、再考願いたい。

(事務局)

- ・優良認定制度は全国的なルールで運用されており、これを変更するのは難しいが、趣旨としては業界のレベルを上げて、業界全体の信用を上げたいということであり、そうした趣旨の取組は県として考えていきたい。別の制度を作ることは混乱を招くので、優良認定に関しては、現行制度に基づき運用することになるが、国には運用面で工夫を働きかけたい。

(委員)

- ・県内の業者で優良認定を受けようとする業者はいないと思われる。

(事務局)

- ・全国レベルで仕事をしている業者なら認定は必要だが、県内で仕事をしている業者にとっては、認定を取っていないことがそれほどマイナスになっていないが、それでは意味がないので、滋賀県のレベルの底上げは認定制度だけではなく、他の方法も考

えていきたい。

(部会長)

・「処理業者の優良化の推進」というよりも、「伸び悩みの背景の検討」とした方がよいのでは。

(事務局)

・優良認定制度にとらわれない形での「優良化」というものがあると思うので、項目として「優良認定業者数の向上」というものではない底上げという形で、産廃協会とも連携しながら検討したい。

(委員)

・環境マネジメントシステムを運用することとなっているが、ISOは金銭的負担も大きい。

(部会長)

・環境マネジメントシステムとは、ISOのみを指しているのか。

(事務局)

・滋賀県の場合は、当初はISOを取得していたが、費用の面や県独自でまわせばできるといったことも含めて検討し、ISOはやめ、県独自のマネジメントシステムを県の中だけで運用している。

(委員)

・県だけではなく、企業も含めてのルール作りも含めて考えてほしい。そうすればもっと意識が高くなっていくと思う。

(事務局)

・廃棄物対策という観点で、事業者に対してどういった普及啓発をできるか検討したい。

(委員)

・最終処分量の抑制について、最近焼却灰の溶融化をやめ、セメント原料化が一つの試みとして行われているので、それを内容に加えてはどうか。

(事務局)

・県内では野洲市がセメント原料化を進めている。別の方法も含めて素案で考えたい。

(委員)

・PCB廃棄物や石綿含有廃棄物の適正処理と併せて廃石膏ボードの適正処理についても記載する必要がある。

(事務局)

・ 廃石膏ボード廃棄物の処理については、特段の問題は生じてはいない状況ではあるが、引き続き適正処理するということが記載するようにしたい。

(委員)

・ 焼却施設における高効率発電等に関連した意見だが、生ごみ等の有機性の水分を多く含む廃棄物について、バイオマスの利活用の推進の中で進めていってほしい。

(事務局)

・ バイオマスの利活用の推進の項目において、生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用についての記載を検討したい。

(委員)

・ ごみ袋有料化の状況はどのようになっているか。

(部会長)

・ 全国的に様々で、有料として処理費に含むものもあれば、半透明か透明の袋であれば良いところもある。県内の有料化状況を、有料化前後のごみの増減も含めたりサーチが求められるところ。

・ 先ほど、住民にわかりやすい分別についての意見が出たが、分別の仕方も重要だが、その前に、各自治体は何のために分別し、分別したものがどのように再利用されるのかを簡潔にわかりやすく明示した方がよい。ルールを守らない人は一定数いるが、何のために分別しなければならないのかがはっきり分かれば、大部分の住民は協力してくれるのではないか。

## ○滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

・ 資料に基づいて事務局から説明。

(委員)

・ 主な取組の「掘り起こし調査」とは。また、県・市町が自らのPCBを計画的に処理とあるが、これはどういうことか。

(事務局)

・ 県が把握しているのは、PCB特別措置法に基づく届出をしている事業者だけであるため、電気事業法に基づく「自家用電気工作物事業所一覧」を基にアンケート調査を行い、現在県が把握していないPCB未処理事業者一覧を作成する。「掘り起こし調査」は国が使用している用語。

・ 大きなトランス等は、今まで大阪で処理していたが、今般、安定器などの小さいPCB廃棄物も北九州で処理できるようになった。PCB廃棄物の処理期限が決められ

たことで、膨大な量を計画的に処理するため、民間事業者の手本となるべく、県・市町が率先して処理していくということ。

(事務局)

・ P C B 廃棄物は広汎に及んでいて、たとえば、かなり古い建物の蛍光灯安定器や古い電気機器に P C B が入っており、所有者が知らない場合も多い。そのため、総当たりでアンケート調査をし、掘り起こしをするもの。

(委員)

・ 電気工作物事業者だけではなく、かつては産業廃棄物中間処理業者が処理に困って埋めたというような事例があった。そういった調査もした方がよいのでは。

(部会長)

・ 平成 3 9 年以降も P C B 含有機器は使用できるのか。

(事務局)

・ 使用禁止ではないので法的には使用できるが、平成 3 9 年までに処理しないと、永久に処理できなくなるので、義務ではないが新たな機器へ転換して、期限内に廃棄処理の完了を求めていく。

(部会長)

・ 県が処理計画を立てたら、あとは排出事業者と J E S C O の関係なのか。

(事務局)

・ それぞれ排出事業者が J E S C O とやりとりをして、運搬業者を定めて、処理をしていくというのが基本だが、期間が短いので、処理が円滑に進むように県が手助けをやっていかなければならない。

(部会長)

・ そのへんのところは計画に明記するべきでは。

(以上)